

農業経営者のみなさまへ

平成31年1月から  
収入保険制度が  
はじまります



安心のネットワーク  
NOSAI  
おおいた

大分県農業共済組合

# 収入保険制度に関する 疑問にお答えします!

平成31年1月から始まる新しい制度「収入保険制度」、  
そんな新制度の疑問にしっかりお答えします。



## Q1 「収入保険制度」って、何？

「収入保険制度」は、農業経営全体を対象とした新たな保険制度です。

自然災害による収量減少だけでなく、価格低下も含めた収入減少を補てんします。

原則として全ての農業経営品目が対象です。



## Q2 加入対象者は？

青色申告を行っている農業者(法人・個人)が対象です。

加入申請時に**1年以上の青色申告の実績**があれば加入可能

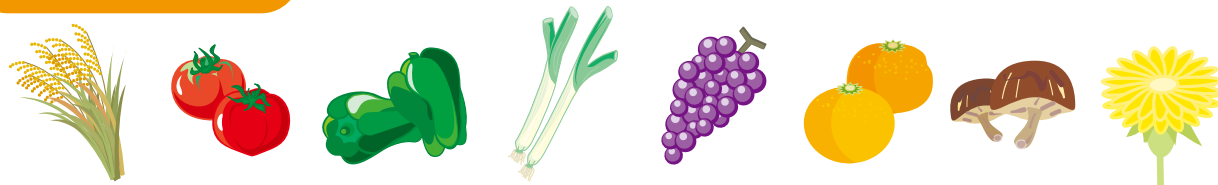
(現金主義の場合は加入対象外)

## Q3 対象農産物は？

マルキン等の対象畜産物を除いた**全ての農産物**が対象です。



### 対象農産物の例



### 除外される畜産物

肉用牛・肉用子牛・肉用豚・鶏卵

# Q4 対象収入は？

農業者が自ら生産し、販売したすべての農産物に係る収入の全体となります。

## 対象収入に含まれるもの

- 畑作物直接支払交付金 数量払
- 加工原料乳生産者補給金
- JA等からの清算金 など

## 対象収入に含まれないもの

- 他所から仕入販売した売上高
- 加工品
- 野山から採取する山菜 など

※ただし、農業所得として扱われる以下の加工品は販売収入です。

精米・もち・荒茶・乾し椎茸・牛乳 等



## 対象収入計算式

$$\text{対象収入} = \text{農産物販売金額} + \text{事業消費金額} + \text{期末棚卸高金額} - \text{期首棚卸高金額}$$

# Q5 対象要因は？

自然災害による収量の減少、価格低下など、農業者の経営努力では避けられない収入減少が補償対象となります。捨作りや意図的な安売りによる収入減少は補償の対象外です。

台風など  
自然災害で  
収量減少の場合



盗難、運搬中の  
事故の場合



オペレーターを  
雇っても怪我や病気で  
収穫できない場合



価格が  
下がった場合



保管していた米が、  
災害で倉庫が浸水して  
売り物にならなくなった場合



販売先が倒産した場合

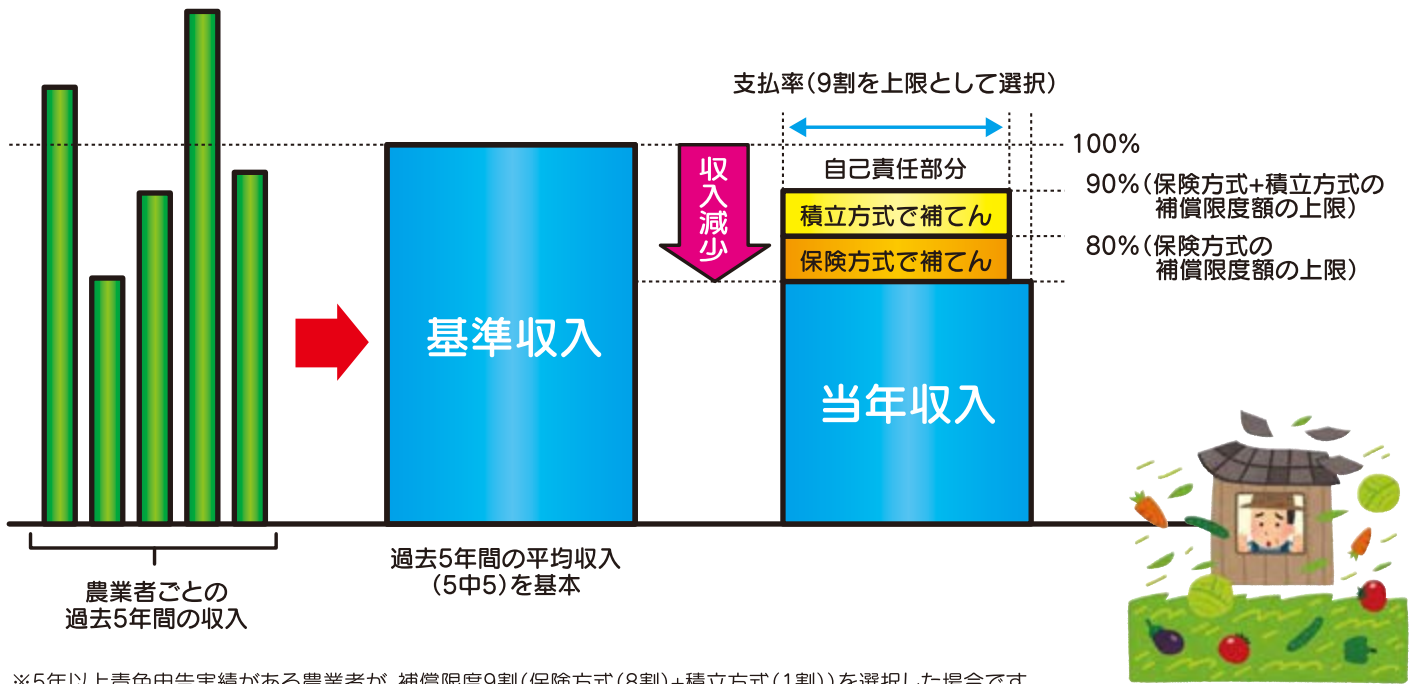


その他の要因

風評被害や為替変動による収入減少など

# Q6 補償内容は？

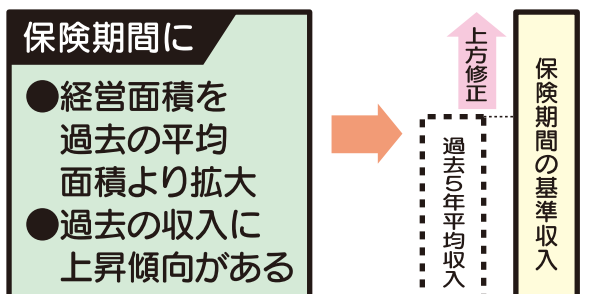
- 保険期間の収入が基準収入の9割(補償限度額)を下回った場合に下回った額の9割(支払率)を上限に補てんします。
- 補償の仕組みは、掛捨ての「保険方式(保険金)」と、掛捨てとならない「積立方式(特約補てん金)」を組み合わせることを基本とします。



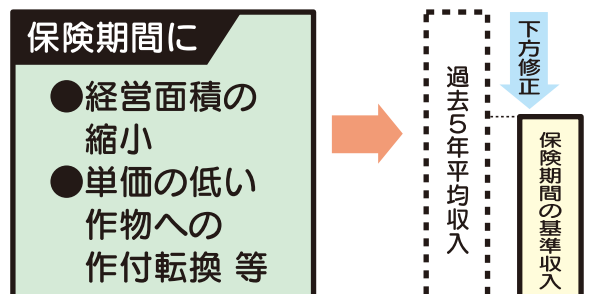
## 基準収入設定方法

基準収入については、農業者毎の過去5年間の平均収入(5中5)を基本とし、保険期間の営農計画を考慮して設定します。

### 上方修正する場合



### 下方修正する場合



# 保険方式(必須加入)

保険料率	2.0%
------	------

国庫補助(50%) 後の保険料率	1.0%
---------------------	------

※保険料率は現時点での試算です。

※保険料率は、自動車保険と同様に保険金の受取が少ない方は段階的に下がっていきます。

## 過去の申告実績に対する補償限度

補償限度額は基準収入の80%を上限に選択できます。

青色申告実績年数	最高限度	選択可能割合
4年実績(加入申請時)	80%	70%、60%、50%
3年実績(加入申請時)	78%	
2年実績(加入申請時)	75%	
1年実績(加入申請時)	70%	60%、50%

## 支払率の選択

支払率とは補償限度額のうち、支払を受ける補てん金の割合です。

	基本	選択可能割合			
支払率	90%	80%	70%	60%	50%

# 積立方式(選択によるオプション加入)

補償幅は基準収入の10%または5%から選択できます。

支払率は保険方式の支払率以下の割合で選択します。

※積立金は加入者25%、国75%の割合で拠出



# 保険料・積立金・補償額の例

基準収入1,000万円、補償限度9割(保険方式8割+積立方式1割)及び  
支払率9割を選択している加入者の販売収入が700万円の場合

※保険料率は現時点での国の試算では2%(内国庫補助50%)です。

**保険料**

基準収入 1,000万円 × 補償限度 80% × 支払率 90% × 保険料率 2% × 負担割合 50%

---

保険料 = 72,000円

**農業者に用意  
いただくお金**

保険料……7.2万円  
積立金……22.5万円  
合計……29.7万円

※別途 事務費が必要です。

**積立金**

基準収入 1,000万円 × 積立幅 10% × 支払率 90% × 負担割合 25%

---

積立金 = 225,000円

**補てん金**

補てん金…基準収入の9割を下回った場合に、  
下回った額の9割を補償  
(900-700)万円 × 0.9(支払率) = 180万円

※補てん金の内訳=保険金90万円+特約補てん金90万円

**農業者に  
支払われるお金**

補てん金…180万円

## 補てん金額の試算表

収入減少の程度 (当年収入)	補てん金の合計			補てん金を含めた 当年収入(対基準収入)
	保険方式 (保険金)	積立方式 (特約補てん金)	合計	
20%(800万円)	0万円	90万円	90万円	890万円(89%)
30%(700万円)	90万円		180万円	880万円(88%)
40%(600万円)	180万円		270万円	870万円(87%)
50%(500万円)	270万円		360万円	860万円(86%)
100%(0万円)	720万円		810万円	810万円(81%)

## Q7 加入・支払時期

	加入申請	保険料等納期	保険期間	請求・支払
<b>個人</b>	毎年10月～11月 まで	毎年12月	青色申告該当期間の1年間 (1月～12月)	翌年確定申告後 3月～6月
<b>法人</b>	事業年度の3ヶ月前から 1ヶ月前まで	事業年度開始前 1ヶ月間	事業年度の1年間 (法人により異なる)	事業年度終了後 5ヶ月以内

※繋ぎ融資制度: 損害発生から補てん金の支払までの間の資金繰りに対応して無利子による融資を行います。  
※保険料・積立金は分割払いが基本です。(分割回数2回、3回、5回、9回)

# Q8 類似制度との関係

- 農業共済\*
- 収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)
- 野菜価格安定制度
- 加工原料乳生産者経営安定対策



収入保険制度と  
**どちらか**  
**一方を選択して**  
 加入

※固定資産の損失を補てんするもの(家畜共済(搾乳牛、繁殖雌牛等)、園芸施設共済)及び診療費を補てんするもの(家畜共済(病傷共済))を除きます。

- 牛マルキン ● 豚マルキン
- 肉用子牛生産者補給金制度、肉用牛繁殖経営支援事業
- 鶏卵生産者経営安定対策



左記の畜産品目と  
 他の品目の複合  
 経営の場合は、  
**他の品目は**  
**収入保険制度に**  
**加入できる**

### 米・麦・大豆生産者のメリット

- ナラシ対策では対応できないリスクもカバー



### 果樹生産者のメリット

- 果樹共済よりも掛金が安く足切りも小さい
- 価格低下による収入減も補てん



### 野菜生産者のメリット

- 指定産地に関係ない
- 自然災害による収量減少からの収入減も補てん



### 酪農家のメリット

- 搾乳量の減少による収入減も補てん



### ブロイラー・花き・茶・たばこはちみつ・椎茸等生産者のメリット

- これまでセーフティネットがなかったが収入保険で収入減を補てん



## 掛け金はどうなるの？

### 1 保険方式

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{基準収入金額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{保険方式の補償限度} \\ \hline \text{補償限度} \\ \hline \text{最高80\%} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{支払率} \\ \hline \text{支払率} \\ \hline \text{最高90\%} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{掛金率※} \\ \hline \text{掛金率} \\ \hline \text{2.0\%} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{加入者負担分} \\ \hline \text{50\%} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{A 保険料} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

※掛金率：現時点での試算値

### 2 積立方式

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{基準収入金額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{積立幅} \\ \hline \text{積立幅} \\ \hline \text{最高10\%} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{支払率} \\ \hline \text{支払率} \\ \hline \text{最高90\%} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{加入者負担分} \\ \hline \text{25\%} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{B 積立金} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

### 3 収入保険に加入した場合の保険料等

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{A 保険料} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{B 積立金} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{II} \\ \hline \text{用意すべきお金} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

※別途事務費が必要となります

### 4 加入している類似制度の掛金等

農業共済	円
	円
	円
ナラン対策	円
野菜価格安定制度	円
加工原料乳生産者経営安定対策	円
合計	円

## 補てん金はどうなるの？

$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{基準収入金額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{補償限度} \\ \hline \text{最高90\%} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{保険期間収入} \\ \hline \text{見込み金額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{支払率} \\ \hline \text{最高90\%} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{補てん金} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

## ■お申し込み・お問い合わせ先

### 大分県農業共済組合 各支所ではさらに詳しく保険料等の試算、類似制度との比較が行えます。

#### 本所

〒870-0822 大分市大道町3丁目1番1号 農業共済会館2F TEL.097-544-8100 FAX.097-544-8242

#### 東部支所

〒873-0015 杵築市大字八坂1802番地2  
TEL.0978-63-4466 FAX.0978-63-4461

#### 南部支所

〒879-7152 豊後大野市三重町百枝1086番地33  
TEL.0974-22-3330 FAX.0974-22-6604

#### 中西部支所

〒879-4414 玖珠郡玖珠町大字大隈1020番地15  
TEL.0973-72-3409 FAX.0973-72-3486

#### 竹田出張所

〒878-0024 竹田市大字玉来819番地の1  
TEL.0974-63-2825 FAX.0974-63-2843

#### 大分出張所

〒870-0822 大分市大道町3丁目1番1号 農業共済会館1F  
TEL.097-576-7461 FAX.097-576-7471

#### 北部支所

〒879-0453 宇佐市大字上田1046番地の5  
TEL.0978-32-1307 FAX.0978-32-0177